

(案)

脱水ケーキ（セメント化）処理処分委託業務基本協定書

(趣旨)

第1条 公益財団法人広島県下水道公社（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇及び〇〇〇〇をその構成員として結成された〇〇〇〇太田川東部脱水ケーキ処理業務共同企業体（以下「受注者」という。）とは、発注者が受注者に次の業務（この協定書において以下「委託業務」という。）を行わせる事について合意した。

- (1) 業 務 名 太田川流域下水道東部浄化センター
脱水ケーキ処理業務その1（セメント化）
- (2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 委 託 料 太田川東部浄化センターから排出した脱水ケーキ（以下「産業廃棄物」という。）1トン当たりの処理処分（収集運搬費を含む。）費
金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

2 受注者の各構成員は、委託業務を次のように分担して実施するものとする。

(1) 〇〇〇〇

太田川流域下水道東部浄化センターから排出される産業廃棄物の中間処理
(セメント化)
(単価: 円/t (消費税額 円含む。))

(2) 〇〇〇〇

産業廃棄物の収集運搬 (単価: 円/t (消費税額 円含む。))

3 前項各号の構成員が当該各号の分担業務を実施する上で必要な事項は、発注者と当該構成員とが個別に契約を締結して定める。

(代表者)

第2条 受注者は、〇〇〇〇をその代表者とし、次の各号に定める権限を行わせるものとする。ただし、本協定等（この協定及び前条第3項に規定する個別の契約（以下「個別契約」という。）をいう。以下同じ。）に別段に定めがある事項については、この限りでない。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝をする権限
- (2) 委託業務に関する企業間の取りまとめに関する権限
- (3) 受注者の共同企業体としての財産を管理する権限

2 前項に規定する代表者（以下、「代表者」という。）は、委託業務全般が適正に行われるよう不断に注意を払い、必要に応じてその余の構成員に助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 代表者は、前項の目的を達するために業務責任者その他の担当者を定めたときは、書面によって発注者に通知しなければならない。これらの担当者を変更したときも、同様とする。

4 代表者は、本協定等に基づくその余の構成員の義務（次条第2項ただし書きの規定によって脱退させられた構成員が本協定等に基づいて負担することとなった義務を含む。）の履行を担保する責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止等）

第3条 受注者及び受注者の構成員は、本協定等に基づく権利又は義務を他人に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に発注者の同意を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、その構成員を脱退させ、又は新たな構成員を加えてはならない。ただし、代表者以外の構成員が本協定等に基づく義務を怠り、又はこれを履行することができなくなった場合（該当構成員が破産又は解散した場合を含む。）、委託業務の実施に関して不正の行為を行った場合その他やむを得ない事由が生じた場合において、発注者の同意を得たときは、当該構成員を脱退させ、これに代えて新たな構成員を加えることができる。

（受注者の解散）

第4条 受注者は、代表者が破産し、又は解散したときは解散する。代表者がその責めに帰すべき事由により個別契約を解除されたときも同様とする。

2 発注者は、受注者が解散したときは、各構成員に係る個別契約を当該構成員の責めに帰すべき事由によってその履行が不可能になった場合の例により解除することができる。

（協定書に定めのない事項）

第5条 本協定書に定めのない事項については、発注者及び受注者が十分協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため協定書3通を作成し、発注者、受注者両当事者が、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町1番1号
公益財団法人広島県下水道公社
理事長 上 仲 孝 昌

受注者〔共同企業体構成員〕

所在地
商号
法人代表者

所在地
商号
法人代表者